

障害児通所支援事業に関する人員及び設備基準一覧表 (R3. 4. 1～※)

(※令和3年4月1日より、障害福祉サービス経験者については配置基準人員として算定不可となりました。
また、そのほか、下表下線部のとおり変更となっておりますのでご注意ください。)

※常に次に掲げる人員及び設備基準を遵守し、適正に運営してください。

1 児童発達支援の人員基準及び設備基準
放課後等デイサービスの人員基準及び設備基準

		主として重症心身障害児以外を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合	
		人員基準	従業員	人員配置基準上	① 1人以上は常勤 ② 単位ごとにサービス提供時間を通じて、児童指導員、保育士の合計数が次の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ○障害児の数が10人まで：2人以上 ○10人を超えるもの：2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※機能訓練担当職員をサービス提供時間を通じて専従で配置している場合は、上記の合計数に含めることは可 ※医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員の配置が必要 (※1、※2)
看護職員	1人以上				
児童指導員又は保育士	1人以上				
機能訓練担当職員	1人以上				
上記以外	指導員等				
児童発達支援管理責任者	1人以上 (1人以上は専任かつ常勤)	児童発達支援管理責任者	1人以上		
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合 (必要に応じて配置)				
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務との兼務可)				
設備基準	○指導訓練室 (訓練に必要な機械器具等を備えること) ○他に、相談室、事務室、手洗い設備、トイレ 等が必要 ○専ら当該児童発達支援又は放課後等デイサービスの事業の用に供すること (支援に支障がない場合は共用可)				

(※1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができる。

(※2) 看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に、児童指導員又は保育士の合計数に含められる。ただし、機能訓練担当職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

2 児童発達支援センターの人員基準及び設備基準

人員基準	従業者	嘱託医	1人以上	—	
		児童指導員及び保育士	○単位ごとに総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ○児童指導員：1人以上 ○保育士：1人以上	機能訓練担当職員の数を含めることができる	
		栄養士	1人以上	障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる	
		調理員	1人以上	調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる	
		児童発達支援管理責任者	1人以上	—	
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合 (必要に応じて配置)	児童指導員及び保育士の総数を含めることができる	
		主として難聴児を 通わせる場合	言語聴覚士	指定児童発達支援の単位ごとに4人以上	児童指導員及び保育士の総数 を含めることができる
			機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合 (必要に応じて配置)	
		主として重症心身 障害児を通わせる 場合	看護師	1人以上	児童指導員及び保育士の総数 を含めることができる
	機能訓練担当職員		1人以上(必置)		
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務と兼務可)				
設備基準	指導訓練室	○定員：おおむね10人 ○障害児1人当たりの床面積：2.47㎡以上 ※主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く			
	遊戯室	障害児1人当たりの床面積：1.65㎡以上 ※主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く	主として重症心身障害児を通わせる場合は設け ないことができる(支援に支障 がない場合)		
	屋外遊戯場	事業所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む			
	医務室・相談室	—			
	調理室・便所	—			
	静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合			
	聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合			
	その他	○児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等 ○専ら当該児童発達支援センターの事業の用に供すること(支援に 支障がない場合は他の社会福祉施設との兼用可)			

3 医療型児童発達支援の人員基準及び設備基準

人員基準	従業者	診療所に必要とされる従業者	医療法に規定する必要数
		児童指導員	1人以上
		保育士	1人以上
		看護職員	1人以上
		理学療法士又は作業療法士	1人以上
		児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能訓練担当職員	言語訓練等を行う場合（必要に応じて配置）	
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・医師であること ・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務と兼務可） 		
設備基準	医療法に規定する診療所に必要とされる設備		専ら当該医療型児童発達支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は※印を除き他の社会福祉施設との兼用可）
	指導訓練室		
	屋外訓練場		
	相談室		
	調理室		
	浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備		
	階段の傾斜は緩やかにする		

4 保育所等訪問支援の人員基準及び設備基準 居宅訪問型児童発達支援の人員基準及び設備基準

人員基準	従業者	訪問支援員 ※居宅訪問型児童発達支援の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後、又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務に3年以上従事した者		訪問支援を行うために必要な数
		児童発達支援管理責任者		
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（上記①及び②を併せて兼ねる場合を除き、他の職務との兼務可）		
設備基準	専用区画	専用の事務室	専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない	
		受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品 ○手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮 ○専ら当該保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は共用可） 		